（別紙様式）

確 認 書

　（所有者等氏名）（以下「甲」という。）及び（借受者氏名）（以下「乙」という。）並びに公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団理事長（以下「丙」という。）は、農地中間管理事業により丙が乙に権利を設定している甲の農用地等において、乙が農用地等を利用する上で実施する次の内容について確認し、同意した。

１　農用地等の所在、地目及び面積

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 農用地等の所在 | | | | 地目 | | 面積  (㎡) |
| 市町村 | 大字 | 小字  （省略可） | 地番 | 登記簿 | 現況 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

２ 利用目的、内容

　＜記載例＞

　・施設いちご栽培のため、単棟鉄骨ハウス３棟を設置する。

　・ブドウ栽培のため、ブドウの木の植栽及びブドウ棚を設置する。

３ 返還時の原状回復義務

　＜記載例＞

　　（原状回復する場合）

　・乙は、権利の存続期間が満了した場合には、原状回復した上で返還するものとし、　　丙は、原状回復の義務を負わない。

　　（原状回復しない場合）

　・乙は、権利の存続期間が満了した場合には、原状回復の義務を負わないものとし、　　現状有姿で返還するものとする。丙は原状回復等の責を負わない。

（果樹等の場合）

　・乙は、権利の存続期間が満了した場合には、原状回復の義務を負わないものとし、現状有姿で返還する。丙は原状回復等の責を負わない。ただし、利用権存続期間内に甲が原因で解約した場合には、乙は育成費相当額等を離作補償として甲に請求することができる。なお、その額は返還時の簿価をもって算出するなど丙を通して双方で合意した額とする。

４ その他

（１）農用地利用集積等促進計画の共通事項と確認書が反する内容となっている場合は、この取扱いによって定めた内容が特約として優先する。

（２）期間満了時において、契約を更新する場合には甲から異議の申出がない限りこの確認内容は継続するものとする。

（３）記載されている内容以外の事業を実施する場合は、別途確認書を締結する。

（４）疑義が生じた場合は、甲、乙、丙３者で協議し、解決する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　所（所有者等）

氏　名　　　　　　　　　　（自署又は記名押印）

乙　住　所（借受者）

　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　（自署又は記名押印）

　　　　　　　　　　　丙　住　所（財団）

岡山市中区古京町一丁目７番３６号

氏 名 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

　　　　　　　　　　　　　 理事長　森　下　　　慎 　　 印